

建物の定期的な診断を

~「特殊建築物」「建築設備」「昇降機」は定期的な調査・報告を~

建築物を安全に使用するため、建築物等の所有者・管理者の方には建築物の敷地・構造・設備等について点検し、定期的に報告することが建築基準法で義務付けられています。

特に、不特定多数の方が利用する特殊建築物は、老朽化や不十分な維持管理により構造・設備や避難施設等に不備や欠陥が生じ、火災や地震等が発生した場合に、大きな災害につながります。

事故の発生を未然に防ぎ、区民の皆さんや利用する方の安全を確保するため、定期的に調査し、報告してください。

【対象】特殊建築物(劇場・旅館・ホテル・病院・学校・共同住宅など多数の人が利用する建物)

【報告する方】上記建築物の所有者・管理者

【報告内容】避難施設等の状況調査や建築設備・昇降機の作動検査などについて、専門的技術を

定期報告の対象となる建築物・建設設備等

もつ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査資格者に定期的に依頼し、調査結果を東京都または区に報告してください。報告が必要な建築物は下表のとおり(20年度に報告が必要なものは①~⑤、⑪~⑯、⑯~⑰)

【報告書の受付窓口】

●特殊建築物等…財東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503渋谷区渋谷1-15-9、美竹ビル) ☎ (5466) 2001

●建築設備…財日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0001港区虎ノ門1-13-5、第一天徳ビル) ☎ (3591) 2421

●昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒107-0062港区南青山5-11-2、共同ビル) ☎ (3406) 5471

【問合せ】建築指導課監察調査係(本庁舎8階) ☎ (5273) 3735へ。



区では毎年5月30日を「ごみゼロデー」として、まちの美化に取り組む団体を中心とした道路の一斉美化清掃を呼び掛けています。「きれいなまち、新宿」の実現のため、たくさんの方の参加をお願いします。

【参加方法】 団体(町会・企業・学校等)の代表者の方は、生活環境課または特別出張所に備付けの参加票に実施日時・場所等を記入して、5月23

【実施方法】 ポイ捨てされた「紙くず、たばこの吸い殻、ビン・缶、ペットボトル等」の清掃をお願いします。可燃・不燃ごみ、資源に分別してください。清掃用具は各団体でご用意ください。

参加票は新宿区ホームページの生活環境課のページからも取り出せます。

日(金)までに提出してください。生活環境課のページからも取り出せます。

生活環境課のページからも取り出せます。

生活環境課のページからも取り出せます。